

平成27年度第1回福島県男女共同参画審議会議事録（確定版）

日時 平成27年8月27日（木）

13:30～15:30

場所 第1特別委員会室

◎出席委員（敬称略）16名

大野 政幸、鎌田 千瑛美、苅米 照子、川端 浩平、カンヤ ソムキッド、
菊池 基文、倉持 恵、桜井 秀、鈴木 千賀子、鈴木 二三子、林 克重、
藤野 美都子、古川 雅之、本田 政博、前川 直哉、松本 記美子

◎欠席委員（敬称略）3名

関 博之、目黒 正一、横山 まゆみ、

◎オブザーバー

福島県男女共生センター 武義弘副館長

◎庁内関係部局

人事課 渡邊重勝副課長兼主任主査、危機管理課 沖野浩之主幹兼副課長、
企画調整課 佐藤安彦副課長兼主任主査、避難地域復興課 吉田千津子主任主査、
こども・青少年政策課 遠藤威光総括主幹兼副課長、
雇用労政課 高島光二主幹兼副課長、農業担い手課 長谷川守人主幹、
義務教育課 歌川哲由主幹、高校教育課 大沼博文課長

◎事務局

長谷川哲也生活環境部長、宍戸志津子男女共生課長、山口聖一主幹兼副課長、
伊藤恵美主任主査、深谷千夏主査、越坂友哉主事

1 開会

2 生活環境部長あいさつ

長谷川哲也生活環境部長からあいさつ

一部改選または前回欠席の委員は、初めての審議会であることから、一言ずつあいさつをいただいた。

（大野委員）

みなさんこんにちは。私はJA福島県青年連盟委員長の大野と申します。前任の長田から引き継いだのですが、内容についてはまだまだ把握しておりません。みなさんとともに頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

（菊池委員）

今年6月に県の町村会の副会長となりました、塙町町長の菊池と申します。みなさんと一緒にこの問題に取り組んでいきたいと思ひます。因みに、私ども塙町は全県下では初めてですが、総務課長に女性を登用しております。

(本田委員)

みなさんこんにちは。福島県商工会議所連合会事務局長の本田政博と申します。不慣れではございますが、みなさんとともに協議に参加します。どうぞよろしくお願い致します。

(松本委員)

こんにちは。広野町の広野町保育所長の松本記美子と申します。前回欠席をしまして、まだまだ勉強不足なのでどうぞよろしくお願い致します。

3 議事

規則により、議長は審議会の長が務めることとなっており、藤野会長が議事進行。

議事に入る前に、委員19名中16名が出席し、「福島県男女共同参画審議会規則」第3条第3項に規定する定足数の過半数に達しており、本会議が成立している旨報告あり。

議事(1) ふくしま男女共同参画プランの進捗状況について

(宍戸男女共生課長から、資料1-1に基づき、ふくしま男女共同参画プランの重点的な取組みと代表指標の推移について、資料1-2に基づきふくしま男女共同参画プラン指標一覧について説明。資料1-3に基づき、ふくしま男女共同参画プラン平成27年度事業概要の主なものについて説明。また、事前に桜井委員から提出のあった質問事項について回答。)

(藤野会長)

ただ今の説明について、委員の皆様から御意見・御質問をお受けしたいと思えます。どうぞよろしくお願い致します。

(苧米委員)

3点ほどお聞きしたいのですが、まず資料1-1で育休についてのお話があったのですが、多分正社員についての育休は関知しているのかなと思えますが、非常勤、パートの育休の数などは、把握できているのでしょうか。

2点目が資料1-2の5ページで、56番配暴センターについて、県では9か所の配暴センターが今設置されています。このうち一時保護をされるのが福島の女性のための支援センターだけかなと思っております。今後、他の配暴センターについても一時保護について計画をしているかどうか、それから今民間のシェルターが1か所あるのですが、そこを県の配暴センターとして委託するという計画があるのかどうかをお尋ねしたいです。

第3点は、資料1-3について、10ページの男女間における暴力の被害者支援と再発防止対策についてです。福島県はSACRAというワンストップ支援センターができておりますが、これに行政が関与していない。それから、他県で、新しく設置する京都、愛知も今計画中的なのですが、病院を拠点としている。警察が主導権を握るということは、被害届がでない治療費がでないということもあって、愛知では今病院を拠点として、ワンストップ支援センターを考えている。京都は、拠点となるのが、フェミニストカウンセリング京都というところで拠点になるだろうと今準備中のようです。福島県は行政が入っていないということと、各婦人科の先生方が個人的に手を挙げていらっしゃるんだ

けれども、24時間体制でどこかの病院がひきうけるという体制にはなっていないので、今後行政もそこに携わる計画があるのかどうかについてお聞かせいただければと思います。

(藤野会長)

ありがとうございました。ただ今3点御質問がございました。一つずつお答えいただきたいと思っておりますけれども、まず1点目の育児休業についてパート、非常勤の方について把握されているかどうかについてお願いいたします。

(雇用労政課)

労働条件実態調査の結果をあげてございますが、きちんと継続的な勤務形態であれば捉えておりますが、パートさんの場合のように、正規でない場合は、辞められてしまうという場合がありますので統計にのっかってこないという形になると思います。

(藤野会長)

ただ今御説明がありましたけれども、引き続き何かありますか。

それでは、2つめの御質問ですけれども、配偶者暴力支援センターについて県内に9か所設置しているということでしたが、このことについて御質問がありました。このことについて、お答えいただければと思います。よろしく申し上げます。

(こども・青少年政策課)

こども未来局は3課となっております、児童家庭課の担当となりますが、県内の配偶者暴力支援センターは、女性のための相談支援センターと保健福祉事務所に設置されているものと郡山市さんが設置しているものとございます。その他につきましては、女性相談員を配置しております4市、福島市、会津若松市、喜多方市、いわき市、については、相談機能を果たしていると思います。ワンストップ支援センターにつきましては、担当課に持ち帰ってお答えさせていただきたいと思っております。

(藤野会長)

ただいま、2つめの御質問と3つめの御質問をお答えいただいた形になっているのですけれども、いかがでしょうか。

(苅米委員)

一時保護についてなのですが、今福島県内には母子生活支援施設が4か所ほどあるはずなんです。そこに一時保護を依頼する計画はないのか。福島県内は非常に広いので、各地にある母子生活支援施設を一時保護として使っていただけたら、県民に都合がいいのになあと思っておりますが、その辺はどうなのか。

(こども・青少年政策課)

DV対策につきましては、福島県内大変広いと今お話ありましたように、会津やいわきからこちらまでとなると大変遠くなりますので、そういうこともあるんだろうと思っておりますが、具体的な対応と今後の計画につきましては、担当課の方に持ち帰らせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(藤野会長)

ありがとうございます。ただ今の御質問について、今後の県の施策の展開については後日御回答いただくということによろしいでしょうか。

加えてさらに御要望等ございますか。

(倉持委員)

DVセンターについてお話が出たので、私の方で追加で質問というか、意見になるかもしれないのですが、今ある県のシェルターでは、お子さんと一緒に避難した場合には、小学生までは一緒にシェルターに入れるけれども、中学生以降の男の子の場合は、一緒にシェルターに入れないので、お子さんは児童相談所に一時保護みたいな形になってしまうんですね。シェルターにお子さんを一緒に入れるということが仮にできなかったとしても、何らかの対策を取らないと、中学生以上のお子さんを持つお母さんが、福島県内ではシェルターに逃げるのが事実上できないという現状になっているのかなと思うので、その辺りの対策について何か検討している事項があるのか、ないとすれば、その点について民間のアパートと連携を深めていくとか、公営住宅にもっと入りやすくするとか、そういうような施策を是非展開して欲しいなと質問と要望というところでは。

(藤野会長)

ありがとうございました。

この点についてもお答えいただければと思います。

(こども・青少年政策課)

今ほどの中学生以上のお子さんをお持ちの方の保護と言うことにつきまして、お話のように、子どもさんには学校もあるということですので、子どもさんの対応をどうするかということについては大きな課題だと思いますので、このことにつきまして、担当課の方に持ち帰らせていただきたいと思います。

(藤野会長)

県のシェルターの場合は、中学生以上の男性のお子さんについては別となっていることについて、今後の県の施策の展開・展望等も含めて、後日お答えいただくということで、審議会の中からは、この点についての要望があったという形にさせていただきたいと思います。

DVについて、加えて皆様から御意見・御質問はありますでしょうか。

それでは、その他の点で、先ほど御説明いただいた事柄について、御意見・御質問があればお受けしたいと思います。

(前川委員)

男女共同参画プランについてお伺いしたいのですが、私は性的マイノリティの研究をしております、私自身も当事者ということで、この問題についてずっと調べております。今年国内大規模な7万人対象の調査で、7.8%、13人に1人が性的マイノリティであると、日本国内でもようやくそうした数字がでてきているのですが、実際に私福島に越してきてからも当事者に話を聞いてはいるんですが、さまざまな生き

づらさ、困難を抱えている。実証データとしても、性的マイノリティの人はセルフエスティーム（自己肯定感）が低くて自殺リスクが高いという数字が出ております。これに関して地域によって、自治体が行政主導で様々な対策が取られています。御存知のとおり渋谷区や世田谷区の行政パートナーシップの条例なども、議会ではなく完全に行政主導で行われています。翻って、福島県の例えばこの県庁舎入ってきても、例えばトイレの問題、ユニバーサルトイレはほとんどなくて、完全にトイレは男女別に分かれています。書類はすべて「男性」「女性」性別を書く欄がある。そうした一つ一つ、意識されていない方にとっては、ちょっとしたことなんですけれども、性的マイノリティの方にとっては、自分の存在が否定されている。自分たちの権利が認められていない。そういづらさを感じているという声も聞こえております。その上で伺いたいのですが、本日伺った男女共同参画プラン、様々な事業を展開しておられるんですけれども、この中で、具体的に性的マイノリティに関する事項というのは、一体どれなのか、もしそれがあまりないというようであれば、それを今後新たに追加していく考えがあるのかどうか、そういったことを伺いたいと思います。

（藤野会長）

ただいまの御質問についてお答えいただければと思います。

（宍戸課長）

性的マイノリティについてという御質問でございます。私ども県の中での取組といたしましては、ふくしまユニバーサルデザイン推進計画というのが別にございまして、その中に「公文書等における不要な性別記載の撤廃を推進します。」という全庁的な取組が記載してございます。これに基づきまして、県の申請書等の性別記載に関しての取組といたしまして、庁内に私どもから通知いたしまして、取組を進めているという状況でございます。また、先ほどトイレの問題もお話にあったかと思いますが、あちこちにユニバーサルデザイントイレもあることはあるのですが、古い庁舎でして、少ないというのは事実かと思っております。今後とも御意見参考にさせていただきたいと思っております。

それから、教育現場の取組ということで、御存知のように、文部科学省から25年度に行った調査の結果というか、今年の4月に性同一性障がいの児童への学校での対応例という通知がございまして、その通知にしたがいまして、各学校での取組をすすめていると聞いてございます。

私どもも、いろいろな情報をお聞きして、これについては、人権という観点から取組を進めていきたいと思っております。

（藤野会長）

2点お答えいただいているのですけれども、公文書における性別撤廃の取組ということで、できれば具体的にどういう成果があったかということをお答えいただけるといいなと思っております。

それから教育現場の取組について、補足して御回答ありますでしょうか。

（教育庁）

特にありません。

(宍戸課長)

先ほどの成果につきましてとりまとめたものがございます。文書で周知をしているところがございますが、男女別統計、ジェンダー統計について、内容によってはとらなければならないのかなと思っております、それとは別にいたしまして、アンケートなどはこれを機会に削除したというものが2件、内容によって、削除できないというものが公文書で69件、アンケートで49件ございました。それからこれから検討していくというものが、公文書で23件、アンケートで16件ございます。それから、計画に書いてあるということではないのですが、男女共生センターの取組の事業の中で、震災関連の事業で、女子防災力UPセミナーなど防災に関する事業をやっているのですが、25年8月に実施をしたもので、「セクシャルマイノリティが被災すること」という事業をやっております。それからやはり共生センターの事業で「多様な性にYESメッセージ展」パネル展示をセンターの中でやっております。それから、私どもは人権についても担当しているのですけれども、人権関係のイベントということで毎年度「人権のつどい」というものやっております。平成26年度には、講師に青島広志さんをお呼びしましておしゃべりコンサートをやったのですが、その中で、そういった視点を入れていただいてやったということもございます。その他、毎年度人権関係のイベントの中で、項目の一つとして広報・啓発をさせていただいております。法務省で、毎年度人権課題を提示されておりますが、その17項目の中に、性同一性障がいも入っており、その中でも取り組んでいくということで、県でも取り組んでいるところでございます。

(藤野会長)

ただいまの御説明に関して、何かあれば。

(前川委員)

ただいまお話がありました法務省の人権課題ですね、性同一性障がい、それともう一つ性的指向を理由とする差別をなくそうという2つが、10年ほど前から含まれて謳っているのですけれども、なかなか取組がすすんでいないという状況にあると思います。今お話しいただいたように、取組を行っておられるということはよくわかるのですけれども、個別のことで、セクシャルマイノリティもあるなということで入っておられる。これは、要望・意見ですが、もしできれば、渋谷区、世田谷区が行ったような、行政主導のことが行われるように、そのためには、まずは課の中にセクシャルマイノリティのプロジェクトチームを作ったり、あるいは、外部の人材も活用しながら、その人権問題に特化したスタッフ、あるいはチームが必要なのではないかと思います。どうしてもいろいろやっている中にちょっと挟み込んである、そういう形としか正直感じられないという思いもありますので、もう少し体制としてスタッフやチームを作るなどということが望まれているのではないかと。人権は命に関わる問題ですので、これは喫緊の課題ではないかと、私からは強く要望させていただければと思います。

(藤野会長)

ただいま性的マイノリティに対する施策の強化ということで、委員の方から要望があったということにさせていただきたいと思っております。

それでは、引き続きみなさまから御意見・御質問を述べていただきたいと思います。

(鎌田委員)

私の方は、若年女性の居場所づくりをおこなっております、福島で震災以降、若い女性達の生きづらさであったり、性暴力被害などの相談も傾聴を受けている中で、県民全体の男女共同参画の意識向上が継続的に必要だという危機意識を持っております。その中で、やはり県や自治体だけでは補えない部分を、いかに民間との協働の中で行っていくかということが重要になってくるのではないかと考えているのですが、そういった中で、県民やNPOや地域団体との協働の場づくりという記載がされているのですが、場づくり自体がまだまだ足りていないということを確認すると同時に、先ほどのシェルターの問題も含めて、民間に業務委託できる部分であったり、協働できる部分をきちんと予算を配分して、助成事業なりで、民間団体との助成プログラムなどが男女共同参画の目線で予算組できないのかということをお伺いしたいです。

併せてもう一点、先ほど管理職の女性バランスの話があがっておりますが、どうしても若い世代の声が上がりづらいという中で、多様な世代のバランスも重要ではないかと思いますが、男女比のバランスについては拝見できたのですが、どんな世代の方が参画されているのかというのを把握されているのか、そこに問題意識をもっているのかということをお伺いできればと思います。

(藤野会長)

2点御質問いただきましたので、この点に関してお答えいただければと思います。

(宍戸課長)

1点目でございます。NPOとか県民に対する助成ということですが、文化振興課になるのでしょうか、各地方振興局におきましてもサポート事業ということで、各団体への助成を行っておりますので、そういったところを活用していただければと思います。それ以外におきましても、各部局におきまして、助成事業を立てております。例えば農林水産部、商工労働部などにおきましても助成事業がございますので、そういったところを活用していただければと思います。

それから世代のバランスということでございます。こちらは県の女性の管理職ということに関してという質問でよかったですでしょうか。

(鎌田委員)

他のものについても、PTA会長など。

(宍戸課長)

PTA会長につきましては、市町村に照会をかけた上で、回答をいただいて全国的な統計を取っている数字でございます。こちらについては、残念ながら年代については調査してございません。それから県の管理職の年代別につきましては、本日人事課がきておりますので、人事課から回答させたいと思います。

(人事課)

県の管理職の女性の登用ということについてですが、そもそも県の職員の管理職への登用ということにつきましては、採用されて以降、多様な職務経験やさまざまな職域を経験する中で、管理職にふさわしい知識、経験を備えた者を登用していくということで、

どうしても一定の年代以上にならざるを得ないという現状がございます。具体的には、40代半ば以降から管理職に登用されるというのが一般的な状況でございます。年代別ということであれば、40代、50代の職員が管理職に登用されるという状況になってございます。

(藤野会長)

ただいま御説明がありましたけれども、鎌田委員から補足して何か御質問はありますか。

(鎌田委員)

御回答ありがとうございます。40代、50代の管理職が一般的には通常かと思うんですけども、逆に言うと、若年世代の声というものを、どう全体の中で反映させていくのか、若年世代はどう声を上げていったらいいのかということに疑問に思ったので、教えていただけたらうれしいです。

(藤野会長)

ただいまの御質問について、県の取り組みについて御紹介いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(宍戸課長)

一般的な相談になってしまうのですが、ご相談ということであれば、男女共生センターの相談窓口を御利用いただくとか、今女性のための電話相談と内閣府と共同でやっておりますので、そちらに相談していただくということもございます。それ以外のところであれば、私も共生センターでさまざまな講座をやってございますので、そういったところに参加していただければ、いろいろな御意見を頂戴できるかと思っております。それ以外について何かあれば、こちらにお寄せいただければと思います。それ以外に震災以降様々な相談をお受けする機会もございます。企画調整部の方から、震災以降さまざまな場面で若い方の御意見をお聞きする場がございますが、お話できるものはないでしょうか。

(企画調整課)

今、復興計画の見直しが始まっているのですけれども、もともと復興計画を作るときに若い世代の声ということで、高校生にアンケートをとってそれを反映させるということをやっています。復興ということはあらゆる世代が大事ですので、そういったことで、あらゆる世代の意見をお聞きし、反映させていかなければならないと思っております。知事自らも、学生さんや若手女性農業者など、多様な主体と意見交換をしておりますので、そういったものを反映させていくことが必要だと思っております。

(藤野会長)

今御質問で若い世代の声をどう施策にどう反映させていくかということで、要望も含めて御意見があったので、その点について委員の方から要望があったということにさせていただきます。

引き続き何か皆様の方から御質問・御意見があればお受けしたいと思っておりますがいかが

でしょうか。

(藤野会長)

それでは、議事の(2)に入らせていただこうと思います。事務局の方から説明よろしくをお願いします。

議事(2) 県民意識調査の結果について

(宍戸課長から資料2により県民意識調査の結果について説明。)

(藤野会長)

ありがとうございました。これらの説明について、御意見・御質問があればお受けしたいと思います。

(川端副会長)

調査の年齢構成を変更したということで、60代以降の方の意見が反映されなくなっているのですけれども、どういう意図をもって変更したのか教えていただきたいと思います。

(宍戸課長)

年齢構成の変更ということですが、統計上は、年齢構成を変えない方が継続性があるということだと思います。今回年齢構成を変えたのは、年代によって意見が固まっていると言いますか、20歳から60歳までの現役世代でご活躍の方の意見を、平均で薄まらない形の数字を抑えたいということで、今回から年齢構成を変更させていただきました。

(川端副会長)

ただ、60歳代以降の価値観の影響も非常に大きいと思うので、その辺りは考慮すべきだなという印象を持ちました。

(藤野会長)

今の点ですけれども、意識調査をするときに、年代別の項目を聞いていらっしゃいますね。男女共同参画という点では、福島は、上の世代の影響がけっこう大きい地域なので、できれば、排除するのではなく、その年代の方の意見はこうだと示された方が、今後の施策の展開にはいいと思いますので、5年に1回ということで、次この意識調査をするときに、年代別に何人という形で、きちんと年代ごとに枠を作って、年代ごとに意識の違いが出るような調査をしていただけるといいかと思いますので、ご検討いただきたいと思います。

(古川委員)

60歳代は対象になっていたのですか。70歳代以降は対象になっていないということですね。今の川端先生、藤野先生の御意見、本当にその通りだと思います。ただ、2,000人という対象で、母数があまり多くないので、70歳代以上の方は人数が少なくな

ったりということもあるので、統計的な課題とかが、母数が少なくなってくるとありますので、その点は御意見を聞いてやっていただければよろしいかなと思いますので、よろしく願います。

(鈴木二委員)

女性の活躍に必要なことという項目の中で、職場の上司、同僚が女性が働くことについて理解があることというのがあるんですけども、これは特別の啓発運動とかなさっているのでしょうか。というのは、震災以後、いろいろな中小企業や零細企業ができていますけれども、そこに震災にあった方々ですとか、震災以後福島に移り住んでみたいとかという若い方が結構いるんですけども、そういうところで、ようやく勤め始めて、補助事業っていうのはだいたい3年とか5年とかで終わってしまうんですけども、勤め始めて慣れたところで、めでたく妊娠なんかしますと、同時に補助事業も終わるから終わり。そうすると育児休業も、出産の手当も何もないまま終わってしまうという傾向が、震災後4年目に入ってでてきたかなと思うんですけども、そういう部分に対しては経営者とかに特別な啓発とか、注意事項とかしていらっしゃるのでしょうか。

(藤野会長)

ただいまの御質問に対してお答えいただければと思います。よろしく願います。

(宍戸課長)

中小企業等への補助事業等の支援ということかと思えます。この後御説明をさせていただきたいと思っておったのですけれども、商工労働部におきまして、今年度女性活躍促進事業ということで、さまざまな取組をしております。その中に中小企業に対する支援であったり、経営者や管理職対象の意識啓発のための事業、結婚・出産・育児等の離職に対する不安軽減の事業であったり、再就職のためのセミナーであったり、さまざまな事業を計画しております。この後御説明させていただきますので、よろしく願います。

(藤野会長)

ただいまの質問に対しては、この後、その他のところで御説明いただけるということですので、その他御質問・御意見があれば。

(前川委員)

今回のアンケート、一般を対象にしても、学生を対象にしても、最初に性別を伺ってございます。先ほどアンケートなどについて、ジェンダー別の回答というのは必要ということはわかるのですが、例えば海外で、公文書に性別を伺う場合には、「女性」「男性」「その他」という風に、「その他」の欄を作るということが、欧米諸国で一般化しております。我々研究している団体でも、アンケート自体が当事者に対する暴力にならないようにというのが最大限配慮しなければならないのですけれども、セクシャルマイノリティの当事者にとっては、ジェンダーに関する意識調査であったり、ジェンダーに関する施策を行おうという調査が、セクシャルマイノリティが端からいないものという設問になってしまうのではないかという懸念がありました。これはなぜこのような設問にされたのかというお考えをお聞かせいただければと思います。

(藤野会長)

ただ今の点よろしくをお願いします。

(宍戸課長)

なぜというところ、大変お答えしにくいところだと思います。やはりそういった視点がかけていたのかなと思っています。「男性」「女性」ということで、その点については考慮しておりませんでした。

(前川委員)

先ほどの点になるのですが、やはりセクシャルマイノリティが担当のチームやスタッフを置くということが必要なのではないかと、そういう思いがしました。この点に関して、藤野会長と川端副会長の御意見を伺いたいのですけれども、これは私個人としての感想なのか、男女共同参画社会を目指す上で、セクシャルマイノリティに対する配慮が必要かどうか、個人の意見で結構ですので、お考えをお聞かせいただければと思います。

(藤野会長)

私の個人的な意見ということで、聞いていただければと思いますけれども、従来男女共同参画というには、男女という2項で分けるというのが、ジェンダー統計等一般的にはやられてきたということは周知の事実で、行政もそれに則って行われてきたということですが、前川委員からご指摘がありましたように、今日、性的マイノリティの方達への配慮が必要ということで、ジェンダー統計を取る上でも、一定の配慮をすることが行われるようになってきておりますので、これも次回への課題ということになりますけれども、是非意識調査をするときにそういう点への配慮をしていただければと思います。意識調査というのは、実態を知るというだけではなくて、ある意味メッセージを調査にお答えいただく方に届けるという重要な役割も果たすことになるので、その調査をするときに、こちら側が性的マイノリティの方にきちんと配慮していますというメッセージが伝わるような意識調査であるよう、今後福島県として意識していただければと思います。

(川端副会長)

私も会長と同じような意見を持っております。男女共同参画という枠組みでの行政的な取組だと思うんですけれども、これまでのお話の中でも、例えばそれが人権の問題に関わっていたりだとか、セクシャルマイノリティのみではなくて、この中にも項目があります外国人の問題については、縦割りでは扱いきれない、いろいろな分野の人たちと協働してやっていく、それが今日お話がありました民間との連携ということも含めて、震災という問題とも非常に深く結びついて、そこで弱い立場に置かれている問題というのが非常に顕在化するところだと思うんですね。その辺は総合的に見るような視点、あるいは連携していくという視点、そういったところが大事だと思います。

(藤野会長)

今、副会長から、それ以外のマイノリティの方たちへの配慮ということをご指摘いただきましたけれども、本日カンヤ ソムキッド委員も御出席ですけれども何か御要望があれば。

(カンヤ委員)

タイ人とか、フィリピン人とか、中国人とか、みんな日本人の配偶者なんだけれども、日本で生活していくため、少しでも問題が少なくなるように勉強させたいです。今、いわきに100人もいないタイ人でも、問題を一杯抱えています。子どもの問題、お母さんがきちんと日本で生活できていない、旦那さんの協力も得られない、子どもが愛情不足。私の目から見て、子どもにお金だけ与えていて、お父さんもお母さんも子どもの面倒をみていない。その点で、心配です。その点で、何か助けることができれば、お母さんにちょっと勉強させたいと思っております。

(藤野会長)

ありがとうございます。ただ今エスニックマイノリティとっていいのかと思いますけれども、そういう方達が多数福島で生活していて、その方達の困難にもきちんと対応できるような体制をとるような御意見をいただきましたので、審議会の中でそういう要望があったということにさせていただきたいと思えます。

それから引き続き皆様の方から御意見・御要望などいかがでしょうか。

(倉持委員)

先ほどの話しに戻ってしまうのですが、アンケートの性別を聞く項目なんですけれども、福島市でも同じように男女の意識調査を実施して、その当時私も福島市の審議会委員だったので、アンケート項目で「その他」を入れるべきだと言って、福島市は「その他」をアンケート項目に入れて実施しているんですね。福島県内の自治体でもやっていることなので、県でも是非実施して欲しいなと思いました。

(藤野会長)

ありがとうございました。

(苧米委員)

ご参考までになんですが、私たちフェミニストカウンセリング学会の会員なんですが、私たちがアンケートをとるときは、去年から「男性」「女性」ではなくて、「性自認」自分がどう認めているかということで、「性自認」と書いてアンケートをとっています。でもそれって、何のことかとわからない人がほとんどで、「性自認」って何だと言われるのですが、私たち小さな会でも、その度に説明して広げていきたいなと思っておるところです。

(藤野会長)

今「性自認」という形でアンケートを実施しているというご指摘もありましたので、今後意識調査を実施する時に、「男性」「女性」「その他」とするか、「性自認」とするか、説明が必要になるかと思いますが、その説明が大事です。その説明をすることで、問題を認識してもらうという意味もありますので、県で調査を実施される場合は、配慮していただけるよう、男女共生課の方から庁内に広めていただけるとありがたいと思えます。

他に皆様の方から御意見・御質問はありませんか。

それでは、次に進めさせていただきます。議事の(3)その他について、事務局より

説明をよろしく申し上げます。

議事（３）その他

（宍戸課長から資料３－１により男女共生課の「女性活躍促進事業」について、資料３－２により、雇用労政課の「女性活躍促進事業」について説明）

（藤野会長）

ただいまの御説明に対して、御意見・御質問をお受けしたいと思います。

（林委員）

雇用労政課のさまざまな中小企業の支援策として、女性が働いている場面でいろいろな支援がありますよということで、すこし小さい話しですけれども、入札の時に建設業関係は優遇していますよと。資料の中に０．５点加点していますという記載がありますが、この０．５点とはどういうところから出てくるのか、不思議な０．５点だなど、発表５０点の中の０．５点なのか、どういった意味での０．５点なのかということが疑問に思いましたので、教えていただければと思います。それから、実際当社でも県の様々な女性に対する事業をさせていただいておりますし、企業としても、うちの場合は、男女差をなく働こうということで、決して女性を優遇するとか、男性を優遇するとかということではなくて、あくまでも企業人としてこのようなスタンスでいるんだということで、男女差なく人事制度を作っておりますし、結果として男女差なく評価しているということです。

（藤野委員）

今の点、入札制度における加点について御質問がありましたけれども、この点についてはいかがでしょうか。

（雇用労政課）

県が行う入札にメリットがあるということで、県が行う入札制度の中で一般競争入札という制度があって、建設業が行う入札方式では、総合評価方式というものがあって、総合評価の部分の点数になります。私もその辺くわしくはわかりませんので、あとで入札監理課に確認しまして、お話ししたいと思います。

もう一つそれから、女性の活躍促進ということで事業を展開しておりますが、ワーク・ライフ・バランスにつきましては、女性が働きやすい職場というのは、当然男性も働きやすい職場だということで行っている事業でございます。

（藤野会長）

では、入札制度につきましては、後日資料を用意してくれるということですので、よろしく申し上げます。

その他、皆様から御意見・御質問があればお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

本日桜井委員の方から、事前に質問をいただいておりますのですけれども、桜井委員から追加で御意見等ございましたらお願いしたいと思います。

(桜井委員)

私、個人的な見解なのですがすけれども、私郡山で開業しております、郡山市医師会というところに属しております。郡山医師会では、リ・プロダクティブヘルスアンドライツプロジェクトチームとあって、苺米委員も入っているのですが、全中学校に産婦人科医師が、性の健康教育ということで、3年くらい前から活動を始めてます。その場において、セクシャルマイノリティの話もしましたし、性同一性障がいの話や人権の話もさせていただきます。これは意見になってしまうのですがすけれども、郡山医師会主導で行うのではなくて、市町村とか県単位でこういうことに取り組んでいただきたいという意見なのですが、それに対して、今後何か取組とかあるのでしょうか。管轄が非常に難しいところだと思います。学校なのか、子どもの担当課なのか、非常に難しいところだと思います。県全体として何か動きがあれば教えていただきたいと思います。

(藤野会長)

今の点について、ここでお答えいただける限りで構いませんけれども、県の今後の取組について御説明いただければと思いますがいかがでしょうか。

(宋戸課長)

リプロダクトヘルスアンドライツについては、児童家庭課と教育庁で取り組んでいるかと思えます。今日児童家庭課が出席しておりませんので、後日回答させていただきたいと思えます。

(藤野課長)

これまでの取組と併せて、県として取り組んでいただきたいと要望がありましたので、その点も御配慮いただきたいと思えます。

さらに皆様の方から、時間としては最後となりますが、全体をとおして御質問等ございましたら、お願いします。

(本田委員)

先ほど女性活躍促進事業ということで御説明がありましたが、私どもで、昨年、市内の中小企業に女性の雇用拡大、登用についてのアンケート調査を実施しまして、企業としてどうやって女性の就労を促進するかという課題がいくつかあがっていたのですが、その中で大きいのは、子どもを預けられる施設の数、利用時間、それから育休中の何らかの助成制度とか、企業が継続して事業を維持するために、企業では解決できない課題が大きいという指摘がありました。今回の資料の中にもそういった資料がありましたけれども、現実に企業に勤めている女性が抱えている切実な問題がそこだということですので、是非その辺は今後の施策の中で考慮いただきたいと思えます。

(藤野会長)

ありがとうございます。ただ今本田委員から御要望がありましたので、その辺も御配慮いただければと思えます。

その他皆様の方から何か御意見ありますでしょうか。

それでは以上で本日の議事はここで終了とさせていただきます。

御協力ありがとうございました。